



## Q6 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

**A** 裁判員は、法定で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、多くの裁判員や裁判官とともに評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを判断します。例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

さらに、検察官や弁護人も、裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

## Q7

しゅ ひ ぎ む  
裁判員の守秘義務（秘密を守る義務）とはどのようなものですか？



**A**

裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守られなければなりません。

これらの秘密をもらす行為については罰則ばっそくがあります。

## Q8 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれますか？

**A** 裁判員の名前や住所などは公にはされません。評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。

裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為いはくごういをした者を処罰しよばつする規定きていが設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。

